

# 相模原市地籍調査事業の取組み

## 概要版

地籍調査とは	1
地籍調査の必要性及び効果	1
取組みの基本的な考え方	1
事業の進め方	1
地籍調査事業計画	2 ~ 3

平成 2 7 年 5 月

相模原市

## はじめに

「相模原市地籍調査事業の取組み」は、本市における地籍調査事業の取組みに係る基本的な事項及び事業の実施に係る計画を定めることにより、効果的且つ効率的な事業の推進を図ることを目的として策定するものです。

## 地籍調査とは

国土調査法(昭和26年6月1日法律第180号)に基づく国土調査の一つであり、主に市町村が主体となって一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積の測量を行い、その結果を地図(地籍図)及び簿冊(地籍簿)として作成するものであり、その成果は登記所に送られ登記簿や地図が更新されるとともに、様々な行政事務の基礎資料として活用されています。

## 地籍調査の必要性及び効果

地籍調査は、道路や水路などの公有財産の適正な管理や災害復旧への備え、インフラ整備及び都市基盤整備などにその有効性を発揮するとともに、固定資産税算出の際の基礎資料となるなど、その成果は様々な行政事務に活用されるほか、住民の貴重な財産である土地の保全や土地境界に係る紛争を未然に防止するなど、住民の安全、安心な生活の確保に寄与します。

## 取組みの基本的な考え方

次の考え方にに基づき、計画的な事業の推進を図ります。

- (1) 国制度を最大限に活用し市費の負担抑制に努めながら段階的に事業を実施します。
- (2) 道路境界整備事業との連携を図り効率的・効果的な事業の進捗を図ります。
- (3) 国土調査法第19条第5項の指定制度(土地区画整理事業等による測量成果の指定)の活用及び各種事業との連携を図ります。
- (4) 事業の進捗に合わせた組織体制の構築と成果の一元的な管理・運用を図ります。
- (5) 調査未完了地域の解消を図ります。

## 事業の進め方

道路や水路と民有地の境界が不明確な箇所が多い津久井地域から調査を段階的に実施し、道路境界確定等の整備を進めるとともに、公共事業の推進や住民サービスの向上を図ります。

〔具体的な進め方〕

- (1) 津久井地域を対象とした基礎的情報の整理及び旧城山町の調査未完了地域の解消
- (2) 津久井地域及び旧市域を対象とした官民境界等の調査
- (3) 全市域を対象とした一筆ごとの調査

## 地籍調査事業計画

## 1 事業の期間

平成 27 年度から平成 31 年度までを「第 1 次事業期間」、平成 32 年度から平成 41 年度までを「第 2 次事業期間」、平成 42 年度以降を「第 3 次事業期間」とし、表 1 に示すスケジュールを目標に計画的に取組みます。

〔表 1 スケジュール〕

		H27～H31	H32～H41	H42～
計画	事業期間	第 1 次	第 2 次	第 3 次
調査	都市部官民境界基本調査 ( 1 )	→		
	官民境界等先行調査 ( 2 )		→	
	一筆地調査		→	
	未完了地域の解消	→		→

( 1 ) 地籍調査の進捗が遅れている都市部において、官民境界（道路境界等）の基礎的な情報の整理を行う調査です。国が経費の全額を負担して実施します。

( 2 ) 全ての土地の境界の調査を行うのではなく、官民境界のみを先行して調査します。

## 2 事業目標

各事業期間末時点における目標値（進捗率 3）を定め、計画的に取組みます。（表 2）

（ 3 ）本市の地籍調査対象面積 308.93 km<sup>2</sup>に対する事業の進捗割合

## 3 目標達成のための調査手法

各事業期間における調査手法は、都市部官民境界基本調査（以下「都市官」という。）、官民境界等先行調査（以下「先行調査」という。）、一筆地調査などとしします。（表 2）

〔表 2 事業目標及び調査手法〕

事業期間	調査手法	目標値 (進捗率)	概算費用 (参考)
第 1 次事業期間 (平成 27 年度～平成 31 年度)	都市官、検証測量	1.9%	約 3,000 千円 (うち市負担 約 2,000 千円)
第 2 次事業期間 (平成 32 年度～平成 41 年度)	都市官、先行調査	5.2%	約 250,000 千円 (うち市負担 約 60,000 千円)
第 3 次事業期間 (平成 42 年度以降)	都市官、先行調査、一筆地調査 ( 4 )	8.4% ( 5 )	- ( 6 )

関係機関との協議により調査対象地域、面積の変更が想定されます。

平成 25 年度末時点の本市の地籍調査の進捗率は 1.2% です。

( 4 ) 第 3 次事業期間の取組みについては、第 2 次事業期間内に当該事業期間の進捗状況を踏まえ、一筆地調査の実施を含めた計画の検討を改めて行います。

( 5 ) 期間を 10 年間（平成 42 年度～51 年度）とし、都市官を 9 km<sup>2</sup>（1 km<sup>2</sup>/年）、先行調査を 10 km<sup>2</sup>（同）実施するものとして算出。

( 6 ) 調査手法などが決定した時点で算出します。

#### 4 調査対象地域及び面積

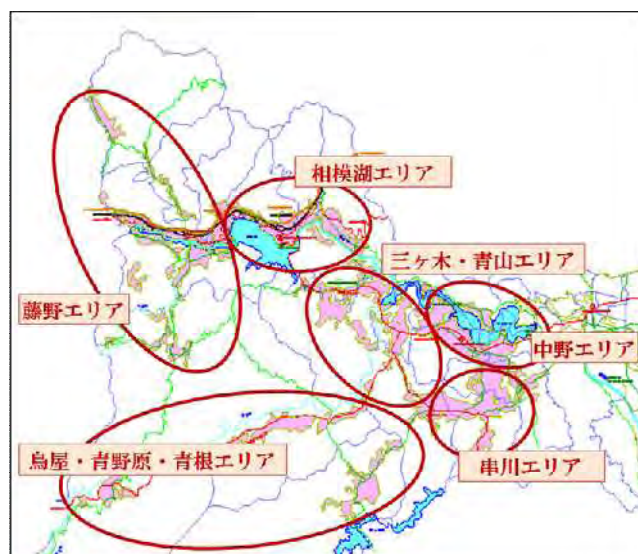
##### (1) 第1次事業期間

都市官（国が実施する事業）

旧城山町を除く津久井地域を対象とし、右図に示す「中野エリア」及び「串川エリア」の一部について、単年度当たり1km<sup>2</sup>を目標に調査を実施します。

検証測量

旧城山町の調査未完了地域（向原・久保沢の各一部地域）を実施します。



〔津久井地域における都市部官民境界基本調査  
及び官民境界等先行調査の実施エリアイメージ図〕

##### (2) 第2次事業期間

都市官（国が実施する事業）

第1次事業期間に引き続き旧城山町を除く津久井地域を対象とし、単年度当たり1km<sup>2</sup>を目標に調査を実施します。

先行調査

都市官が終了した地域を対象とし、単年度当たり1km<sup>2</sup>を目標に調査を実施します。

##### (3) 第3次事業期間

第2次事業期間の進捗状況を踏まえ、一筆地調査の実施を含めた計画の検討を改めて行います。

#### 5 事業計画の見直し

本計画は、今後の社会・経済の動向、本市の財政状況等を勘案し、必要な時点で見直しを行います。

相模原市地籍調査事業の取組み

概要版

相模原市企画財政局企画部土地利用調整課

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号

電話 042-769-8209（直通）

F A X 042-753-9413

E-mail tochiriyou@city.sagamihara.kanagawa.jp



潤水都市 さがみはら